

第 76 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 3 年 9 月 22 日（水） 15 : 00~15 : 35

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 2 「本県における今後の対応について」

本部長発言

(対策期の移行)

本県では、7月下旬以降、感染が急拡大し、8月初旬には、直近1週間の人口10万人あたり累積新規感染者数が国のステージⅣの目安を超え、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率も国のステージⅢの目安を大きく超えるなど、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれが生じたため、8月9日から県独自の「緊急事態対策期」に対策期を移行している。

しかしながら、本県の新規感染者数は、8月18日に過去最多の111人にのぼり、その後も増加傾向は収まらず、国の分科会が示す6指標のうち4指標がステージⅣを超えるなど、医療提供体制についても過去にない厳しい状況が続いたことから、本県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づき、8月20日から9月12日までの間、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として、国により公示された。

その後、9月以降、新規感染者数は減少傾向になったが、医療提供体制は依然として厳しい状況が続いていたことから、9月9日に、重点措置の実施期間が9月30日まで延長されたところである。

県民の皆様、事業者の皆様には、7月下旬からの長きにわたり、感染拡大の防止に向けた各種対策にご理解とご協力いただいることに対し、改めて心から感謝申し上げるとともに、現在も感染者の検査、治療に当たられている医療従事者の皆様にも、心より厚く御礼申し上げます。

こうした中、9月13日以降は、首都圏をはじめとする全国の新規感染者数が1日2千人を割り込み、本県においても、新規感染者数は1日10人前後で推移しており、直近1週間の累積新規感染者数は60人程度の水準となるなど、感染急拡大の状況からは脱してきていると考えられ、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率も、国のステージⅢの目安である20%を下回ったところである。

こうした状況やワクチンを2回接種した方が50%を超えたことなどを踏まえ、9月25日（土）から30日（木）までの間は、県の対策期を「緊急事態対策期」から1段階移行し、「感染拡大防止集中対策期」に移行することとする。

対策期の移行に合わせて、高松市の飲食店のうち、かがわ安心飲食店認証制度による認証済みの店舗のみ、営業時間は20時までのままであるが、現在停止している酒類の提供を19時30分まで可能とし、高松市以外の地域では、県独自の営業時間短縮を21時まで営業、20時まで酒類提供に移行することとする。

なお、感染が下降局面であるとはいえ、今後の再度の感染拡大につながらないように十分に留意する必要があることから、大規模集客施設等の営業時間短縮の協力要請や県有施設等の休館・休園などについては、まん延防止等重点措置の期間において、県内全域の人流を抑制するため、これまでと同様の対策を継続したいと考えている。

県民の皆様には、お一人お一人が油断せず、高い意識を持って、感染防止対策の徹底に努めていただくよう、改めてお願いする。

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動は自粛を
- ・外出する必要がある場合にも、極力、一人で、または家族、あるいは普段行動を共にしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けた行動を
- ・特に、他の都道府県との不要不急の移動・往来は自粛を
県境をまたぐ不要不急の旅行や帰省、イベント参加等は、ご家族やご友人等とも慎重に相談し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択を
- ・県外から本県へ来県される方には、旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についての対応の十分な確認をお願いする。

私としては、ワクチン接種の進捗により所期の効果が得られ、一日も早く社会経済活動が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆様、事業者の皆様と一緒に全力で取り組むので、引き続き、ご理解、ご協力をお願いする。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではない。また、ワクチン接種は、強制ではなく、ご本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはならない。引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただくようあわせてお願いする。

(飲食店への営業時間短縮の第8次要請（要請内容変更）)

飲食事業者の皆様には、4月から6月にかけて、4回にわたる営業時間短縮の要請、また、8月以降、高松市内で飲食店を営む事業者の皆様へ3回、高松市以外で飲食店を営む事業者の皆様へ2回要請し、現在、第8次の営業時間短縮要請にご協力いただいているところであり、心からお礼申し上げます。

本県においては、第8次の営業時間短縮要請として、高松市内の飲食店の皆様へ特措法第31条の6第1項に基づく営業時間短縮要請を、高松市以外の飲食店の皆様へ特措法第24条第9項に基

づく営業時間短縮協力要請を行い、いずれも営業時間は、午前5時から午後8時までとしており、高松市内の飲食店の皆様については、酒類の提供は、お客様の店内持込みも含め停止し、行わないよう、また、カラオケ設備についても、利用の自粛を要請し、高松市以外の飲食店の皆様については、酒類の提供は午後7時までとし、かがわ安心飲食店認証制度の認証店に限り、通常営業を行う、又は、営業時間の短縮を行う、のどちらかを選択可能としているところである。

このような中、県民の皆様、また、各事業者の皆様のご協力により、県内における新規感染者が減少傾向になっている状態等を踏まえ、9月25日から、香川県対処方針における警戒レベルを一段階移行し、「感染拡大防止集中対策期」に位置づけることに伴い、飲食店の皆様への要請内容を一部変更させていただく。

高松市内の飲食店の皆様については、9月25日から9月30日までの間、現在の要請内容を継続するが、かがわ安心飲食店認証制度で認証を既に取得している店舗に限り、1グループ4人以内又は同居家族のみの利用の場合は、酒類の提供を午後7時半まで可能とすることとする。

また、高松市以外の飲食店の皆様については、9月25日から9月30日までの間、営業時間は午前5時から午後9時まで、酒類の提供は午後8時まで（現行の協力要請からそれぞれ1時間延長）とし、かがわ安心飲食店認証制度の認証店に限り、通常営業を行う、又は、営業時間の短縮を行う、を選択可能とする。

なお、高松市以外の飲食店に関し、9月21日までに県へ認証申請のあった店舗（申請を取り下げた場合を除く。）については、認証申請中として、認証店と同様に、9月25日以降、通常営業を行う、又は、営業時間の短縮を行う、を選択可能とすることとする。

高松市内の飲食店について、午後7時半まで酒類の提供ができるのは、認証を既に受けている認証店に限ることとしている一方で、高松市以外の飲食店において、9月25日以降、通常営業と営業時間短縮の選択ができるのは、認証を既に受けている認証店に加え、9月21日までに県へ認証申請のあった店舗も含むこととするので、この違いについて十分ご留意をお願いする。

（香川県営業時間短縮協力金（第8次・協力金内容変更））

認証店が通常営業を行った日を除き、営業時間短縮要請に全面的にご協力いただいた飲食店の皆様には、協力金をお支払いする。その算定方法は、第2次以降の協力金と同様に、前年度又は前々年度の一日当たりの売上高に応じた算定となるが、営業時間短縮の要請内容が変更となったことに伴い、9月25日以降の協力金の金額について、一部変更がある。

高松市内の飲食店の皆様については、9月25日以降も、営業時間は変わらず、午前5時から午後8時までの要請としているため、協力金の金額を売上高方式で算定する場合、一日当たり3万円から10万円までとなり、協力金に変更はない。

高松市以外の飲食店の皆様については、9月13日からの協力要請に伴い、協力金の金額を売上高方式で算定する場合、一日当たり2.5万円から7.5万円となり、この協力金に加えて支払額の1割を県独自に上乘せして支払うこととしているが、9月25日以降、営業時間と酒類の提供時間をそれぞれ1時間延長し、営業時間は午前5時から午後9時まで、酒類の提供は午後8時までとすることから、9月25日以降の協力金については、県独自の1割上乘せは行わないこととさせていただく。

第8次の協力金については、先にご案内のとおり、第6次及び第7次協力金と同様に、中小企業・個人事業主の皆様に関り、これまで（第1次～第4次）の営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も9月13日から9月30日までの間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただける飲食店の皆様へ、協力金の一部を前払いする制度を設けることとしており、その制度詳細は、9月24日に公表することとしている。

飲食事業者の皆様には、長期間にわたり、大変なご負担、ご迷惑をおかけしているが、何卒、ご理解とご協力をいただくよう、改めてお願い申し上げます。

議題3 「まん延防止等重点措置の対応状況等について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題4 「その他」

商工労働部長から資料に沿って説明

（Go To Eat キャンペーンに係る本県の対応について）

本部長発言

各部局におかれては、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の対応について、県民の皆様
の安全・安心を確保するため、連携して対応にあたっていただきたい。